

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

技術的能力 1.19 通信連絡に関する手順等

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119-9 r.8.0)	1.19-取りまとめた資料-1	1-1) 設計方針・運用・体制などを変更し、まとめ資料を修正した事項  「c. 他社審査会合の指摘事項を確認した結果、変更したもの」の下段の「+」の記載を削除しました。	比較表のみ
2	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119-9 r.8.0)	1.19-6	発電所外（社内外）との通信連絡を行うための設備について、有線系回線の機能が喪失した場合、無線通信装置が使用できる設計であるため、無線通信装置を追記しました（下線部参照）  （旧） 発電所外（社内外）との通信連絡を行うための設備は以下のとおり。 ・衛星電話設備（固定型） ・衛星電話設備（FAX） ・衛星電話設備（携帯型） ・統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話及びIP-FAX） ・データ伝送設備（発電所外）※3 ・衛星電話設備（屋外アンテナ） ・衛星通信装置  — ・有線（建屋内） （新） 発電所外（社内外）との通信連絡を行うための設備は以下のとおり。 ・衛星電話設備（固定型） ・衛星電話設備（FAX） ・衛星電話設備（携帯型） ・統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話及びIP-FAX） ・データ伝送設備（発電所外）※3 ・衛星電話設備（屋外アンテナ） ・衛星通信装置 ・無線通信装置 ・有線（建屋内）	
3	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119 r.8.0)	1.19-6	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
4	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119-9 r.8.0)	1.19-7	発電所外(社内外)との通信連絡を行うための設備について、有線系回線の機能が喪失した場合、無線通信装置が使用できる設計であるため、無線通信装置を追記しました(下線部参照)  (旧)「審査基準」及び「基準規則」に要求される発電所外(社内外)との通信連絡を行うための設備のうち衛星電話設備(固定型)、衛星電話設備(FAX)、衛星電話設備(携帯型)、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備(テレビ会議システム、IP電話及びIP-FAX)、データ伝送設備(発電所外)、衛星電話設備(屋外アンテナ)、衛星通信装置、有線(建屋内)、 (新)「審査基準」及び「基準規則」に要求される発電所外(社内外)との通信連絡を行うための設備のうち衛星電話設備(固定型)、衛星電話設備(FAX)、衛星電話設備(携帯型)、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備(テレビ会議システム、IP電話及びIP-FAX)、データ伝送設備(発電所外)、衛星電話設備(屋外アンテナ)、衛星通信装置、 <u>無線通信装置</u> 、有線(建屋内)	
5	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119 r.8.0)	1.19-7	同上	
6	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119-9 r.8.0)	1.19-9	手順書名の変更のため、以下の記載を修正しました(下線部参照)  (旧)これらの手順は、発電所災害対策要員※4の対応として通信連絡に関する手順等に定める(第1.19.1表、第1.19.2表)。 (新)これらの手順は、 <u>発電所災害対策要員※4の対応として通信連絡に関する手順書等に定める</u> (第1.19.1表、第1.19.2表)。	
7	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119 r.8.0)	1.19-7	同上	
8	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119-9 r.8.0)	1.19-12	記載の適正化のため、以下の記載を修正しました(下線部参照)  (旧)現場(屋外)の <u>発電所災害対策要員は、無線連絡設備(携帯型)を使用する。</u> (新)現場(屋外)並びに放射能観測車でモニタリングを行う <u>発電所災害対策要員は、無線連絡設備(携帯型)を使用する。</u>	
9	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119 r.8.0)	1.19-9	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
10	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119 r.8.0)	1.19-13 1.19-14	以下のとおり付番を修正しました（下線部参照）  (旧) ⑤使用する端末及び通話装置用ケーブルとともに予備の乾電池を携行する。 ⑥使用場所にて、最寄りの接続端子に端末を接続する（必要に応じて通話装置用ケーブルを用いて延長する。複数の端末を接続することにより、複数者での連絡を可能とする。）。 ⑦通話スイッチを操作し、連絡する。 ⑧使用中に乾電池の残量が少なくなった場合は、予備の乾電池と交換する。 ⑨使用後は、端末及び通話装置用ケーブルを切り離す。  (新) ⑤使用する端末及び通話装置用ケーブルとともに予備の乾電池を携行する。 ⑥使用場所にて、最寄りの接続端子に端末を接続する（必要に応じて通話装置用ケーブルを用いて延長する。複数の端末を接続することにより、複数者での連絡を可能とする。）。 ⑦通話スイッチを操作し、連絡する。 ⑧使用中に乾電池の残量が少なくなった場合は、予備の乾電池と交換する。 ⑨使用後は、端末及び通話装置用ケーブルを切り離す。	
11	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119 r.8.0)	1.19-10	同上	
12	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119-9 r.8.0)	1.19-13 1.19-14	「大飯発電所3／4号炉」欄  付番「⑥」を追記し、以降の付番を修正しました（下線部参照）  (旧) ⑤使用する端末及び通話装置用ケーブルと共に予備の乾電池を携行する。 ⑥使用する場所にて、最寄りの接続端子に端末を接続する。（必要に応じて通話装置用ケーブルを用いて延長する。複数の端末を接続することにより、複数者での連絡を可能とする。）。  (新) ⑤使用する端末及び通話装置用ケーブルと共に予備の乾電池を携行する。 ⑥使用する場所にて、最寄りの接続端子に端末を接続する。（必要に応じて通話装置用ケーブルを用いて延長する。複数の端末を接続することにより、複数者での連絡を可能とする。）。	「大飯発電所3／4号炉」欄 比較表のみ
13	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119-9 r.8.0)	1.19-16	比較表の相違理由欄について、大飯の記載抜けがあったため追記しました。	比較表のみ

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
14	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119-9 r.8.0)	1.19-16	「女川原子力発電炉2号炉」欄 以下の誤植を修正しました（下線部参照） （旧）③ 使用後は、電源を「切」操作にする。 （新）③ 使用後は、電源を「切」操作する。	「女川原子力発電炉2号炉」欄 比較表のみ
15	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119-9 r.8.0)	1.19-18	無線連絡設備（固定型）の追加を反映し、以下の記載を修正しました（下線部参照） 合わせて相違理由を追記しました。 （旧）現場（屋外）と緊急時対策所指揮所との連絡には、運転指令設備（警報装置を含む。）、電力保安通信用電話設備及び衛星電話設備を使用する。中央制御室と緊急時対策所指揮所との連絡には、運転指令設備（警報装置を含む。）、電力保安通信用電話設備及び衛星電話設備を使用する。また、放射能観測車と緊急時対策所指揮所との連絡には、移動無線設備及び衛星電話設備を使用する手順を整備する。 （新）現場（屋外）と緊急時対策所指揮所との連絡には、運転指令設備（警報装置を含む。）、電力保安通信用電話設備、 <u>衛星電話設備</u> 及び <u>無線連絡設備</u> を使用する。 中央制御室と緊急時対策所指揮所との連絡には、運転指令設備（警報装置を含む。）、電力保安通信用電話設備、 <u>衛星電話設備</u> 及び <u>無線連絡設備</u> を使用する。また、放射能観測車と緊急時対策所指揮所との連絡には、移動無線設備、 <u>衛星電話設備</u> 及び <u>無線連絡設備</u> を使用する手順を整備する。	
16	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119 r.8.0)	1.19-13	同上	
17	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119 r.8.0)	1.19-13	以下の誤記を修正しました（下線部参照）  （旧）c. 操作の成立性 通信連絡設備（発電所内）により、特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所での共有することを可能とする。 （新）c. 操作の成立性 通信連絡設備（発電所内）により、特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所での共有することを可能とする。	まとめ資料のみ

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
18	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119-9 r.8.0)	1.19-20	無線連絡設備（固定型）の追加を反映し、以下の記載を修正しました（下線部参照）  （旧）自主対策設備が使用できない場合は、衛星電話設備及び携行型通話装置を使用する。 （新）自主対策設備が使用できない場合は、衛星電話設備、無線連絡設備及び携行型通話装置を使用する。	
19	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119 r.8.0)	1.19-14	同上	
20	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119-9 r.8.0)	1.19-35	第1.19.1表 重大事故等における対応手段と整備する手順  「整備する手順書」欄の手順書名を変更するとともに、「手順書の分類」欄のセルを分割しました。	
21	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119 r.8.0)	1.19-22	同上	
22	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119-9 r.8.0)	1.19-37	第1.19.2表 重大事故等における対応手段と整備する手順  「整備する手順書」欄の手順書名を変更いたしました。	
23	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119 r.8.0)	1.19-23	同上	
24	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119-9 r.8.0)	1.19-41	第1.19.1図 通信連絡設備の系統概要図  女川原子力発電炉2号炉の記載に合わせ、掲載順を「第1.19.3表 審査基準における要求事項ごとの給電対象設備」の後ページに移動しました。	
25	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119 r.8.0)	1.19-25	同上	
26	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119-9 r.8.0)	1.19-41	「女川原子力発電炉2号炉」欄  第1.19.1図 通信連絡設備の系統概要図  掲載順を「第1.19.3表 審査基準における要求事項ごとの給電対象設備」の後ページに移動しました。	「女川原子力発電炉2号炉」欄 比較表のみ

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
27	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119-9 r.8.0)	1.19-44, 1.19-46	添付資料1.19.2 審査基準, 基準規則と対処設備との対応表(1/2) 添付資料1.19.2 審査基準, 基準規則と対処設備との対応表(2/2)  最新審査実績の反映, 及び, 表を二つに分割し体裁を修正しました。	
28	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119 r.8.0)	1.19-27	同上	
29	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119-9 r.8.0)	1.19-48	「大飯発電所3/4号炉」欄  「通信連絡設備(発電所内用)の一覧(1/2)」を追記しました。	「大飯発電所3/4号炉」欄 比較表のみ
30	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119-9 r.8.0)	1.19-56	添付資料1.19.5 通信連絡設備の概要  女川原子力発電炉2号炉の記載に合わせ, 記載を修正しました(下線部参照) (旧) 2.通信連絡設備 2.1通信連絡設備の概要 発電所内及び発電所外との通信連絡設備として, 以下の通信連絡設備を設置又は保管する設計とする。通信連絡設備の概要を第1図に示す。 (新) 通信連絡設備の概要 1.通信連絡設備の概要 発電所内及び発電所外との通信連絡設備として, 以下の通信連絡設備を設置又は保管する設計とする。通信連絡設備の概要を第1図に示す。	
31	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119 r.8.0)	1.19-32	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
32	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119-9 r.8.0)	1.19-56	「女川原子力発電炉2号炉」欄 以下の誤植を修正しました（下線部参照） 合わせて相違理由を追記しました。 (旧) 2.1通信連絡設備の概要 発電所内及び発電所外との通信連絡設備として、以下の通信連絡設備を設置又は保管する設計とする。通信連絡設備の概要を第1図に示す。 (1) 通信連絡設備（発電所内） 中央制御室等から建屋内外各所の者への必要な操作、作業又は退避の指示等の連絡を行う。 (2) 安全パラメータ表示システム(SPDS) 事故状態等の把握に必要な情報（プラントパラメータ）を把握するため、緊急時対策所へデータを伝送する。 (3) 通信連絡設備（発電所外） 発電所外の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行う。 (新) 通信連絡設備の概要 1. 通信連絡設備の概要 発電所内及び発電所外との通信連絡設備として、以下の通信連絡設備を設置する設計とする。通信連絡設備の概要を第1図に示す。 (1) 通信連絡設備（発電所内） 中央制御室等から建屋内外各所の者に対し、必要な操作、作業又は退避の指示等の連絡を行う。 (2) 通信連絡設備（発電所外） 発電所外の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行う (3) 安全パラメータ表示システム(SPDS) 重大事故等時に対処するために必要な情報（プラントパラメータ）を把握するため、緊急時対策所へデータを伝送する。	「女川原子力発電炉2号炉」欄 比較表のみ
33	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119-9 r.8.0)	1.19-56	「大飯発電所3/4号炉」欄 以下の誤植を修正しました（下線部参照） 合わせて相違理由を追記しました。 (旧) 2.1 通信連絡設備の概要 発電所内、外の通信連絡設備として、以下に記載する警報装置、通信設備及びデータ伝送設備を設置する。 (新) 5. 通信連絡設備の概要 5.1 通信連絡設備の概要 発電所内、外の通信連絡設備として、以下に記載する目的とする警報装置、通信設備、データ伝送設備を設置する。	「大飯発電所3/4号炉」欄 比較表のみ
34	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119-9 r.8.0)	1.19-58	項目を以下のとおり追記しました。 2. 通信連絡設備（発電所内）	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
35	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119 r.8.0)	1.19-33	同上	
36	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119-9 r.8.0)	1.19-58	「女川原子力発電炉2号炉」欄 以下の誤植を修正しました(下線部参照) 合わせて相違理由を追記しました。 (旧) 中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉建屋、タービン建屋等の建屋内外各所の者への必要な操作、作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる装置及び音声等により行うことができる設備として、送受話器(ページング)(警報装置を含む。) (新) <u>2. 通信連絡設備(発電所内)</u> 中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉建屋、タービン建屋等の建屋内外各所の者への必要な操作、作業又は退避の指示等の連絡を行うことができる設備として、送受話器(ページング)(警報装置を含む。)	「女川原子力発電炉2号炉」欄 比較表のみ
37	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119-9 r.8.0)	1.19-58	「女川原子力発電炉2号炉」欄 以下の誤植を修正しました(下線部参照) 合わせて相違理由を追記しました。 (旧) また、通信連絡設備(発電所内)のうち、設計基準対象施設である衛星電話設備、無線連絡設備及び携行型通話装置は、重大事故等時においても使用し、重大事故等が発生した場合においても機能維持を図る設計とする。 (新) また、通信連絡設備(発電所内)のうち、重大事故等対処設備である衛星電話設備、無線連絡設備及び携行型通話装置は、重大事故等時においても使用し、重大事故等が発生した場合においても機能維持を図る設計とする。	「女川原子力発電炉2号炉」欄 比較表のみ
38	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119-9 r.8.0)	1.19-58	「女川原子力発電炉2号炉」欄 以下の誤植を修正しました(下線部参照) 合わせて相違理由を追記しました。 (旧) 通信連絡設備(発電所内)については、 <u>定期的な機能・性能の確認及び外観の確認により適切な保守管理を行い、常時使用できることを確認する。</u> (新) 通信連絡設備(発電所内)については、 <u>定期的な外観点検及び通信連絡の確認により適切な保守管理を行い、常時使用できることを確認する。</u>	「女川原子力発電炉2号炉」欄 比較表のみ



No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
39	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119-9 r.8.0)	1.19-58	「大飯発電所3/4号炉」欄  以下の記載を追記しました。 合わせて相違理由を追記しました。 (新) 5.1.1 発電所内の通信連絡設備の概要 中央制御室等から人が立ち入る可能性がある建屋内外各所の者への操作、作業又は退避の指示等の連絡を行うことができる警報装置（事故一斉放送装置）及び多様性を確保した通信設備（発電所内）（電力保安通信用電話設備（保安電話）、運転指令設備（送受話器）、トランシーバー、携行型通話装置、衛星電話、インターフォン及び無線通話装置）及びデータ伝送設備（発電所内）（安全パラメータ表示システム（SPDS）及びSPDS表示装置）を設置している。 概要を図2.1及び図2.2に示す。	「大飯発電所3/4号炉」欄 比較表のみ
40	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119-9 r.8.0)	1.19-58	「大飯発電所3/4号炉」欄  以下の記載を追記しました。 合わせて相違理由を追記しました。 (新) また、警報装置、通信設備（発電所内）及びデータ伝送設備（発電所内）については、定期的に外観点検及び通話通信確認により適切な保守管理を行う。	「大飯発電所3/4号炉」欄 比較表のみ
41	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119-9 r.8.0)	1.19-59	第2図 通信連絡設備（発電所内）の概要  文章記載に合わせて、図を見直しました。	
42	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119 r.8.0)	1.19-34	同上	
43	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119-9 r.8.0)	1.19-62	項目番号の後に「.」（ピリオド）を追記しました（下線部参照）  (旧) 3__通信連絡設備（発電所外）の概要 (新) 3__通信連絡設備（発電所外）の概要	
44	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119 r.8.0)	1.19-35	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
45	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119-9 r.8.0)	1.19-62	「女川原子力発電炉2号炉」欄  以下の誤植を修正しました(下線部参照) 合わせて相違理由を追記しました。 (旧) また、通信連絡設備(発電所外)のうち、設計基準対処施設である統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備及び衛星電話設備は、重大事故等が発生した場合においても使用し、重大事故等が発生した場合においても機能維持を図る設計とする。 (新) また、通信連絡設備(発電所外)のうち、重大事故等対処設備である統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備及び衛星電話設備は、重大事故等が発生した場合においても使用し、重大事故等が発生した場合においても機能維持を図る設計とする。	「女川原子力発電炉2号炉」欄 比較表のみ
46	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119-9 r.8.0)	1.19-63	「女川原子力発電炉2号炉」欄  以下の誤植を修正しました(下線部参照) 合わせて相違理由を追記しました。 (旧) 方が一、電力保安通信用回線による通信連絡の機能が喪失した場合、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備等の衛星系回線により、発電所外の必要箇所との通信連絡が可能な設計とする。 <u>通信連絡設備(発電所外)については、定期的な機能・性能の確認及び外観の確認により適切な保守管理を行い、常時使用できることを確認する。</u> (新) 方が一、電力保安通信用回線による通信連絡の機能が喪失した場合、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備(テレビ会議システム、IP電話及びIP-FAX)等の衛星系回線により、発電所外の必要箇所との通信連絡が可能な設計とする。 <u>通信連絡設備(発電所外)については、定期的な外観点検及び通信連絡の確認により適切な保守管理を行い、常時使用できることを確認する。</u>	「女川原子力発電炉2号炉」欄 比較表のみ
47	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119-9 r.8.0)	1.19-68	「女川原子力発電炉2号炉」欄  以下の誤植を修正しました(下線部参照) 合わせて相違理由を追記しました。 (旧) 緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として、データ収集装置、SPDS 伝送装置及びSPDS 表示装置で構成する安全パラメータ表示システム(SPDS)を設置する設計とする。 また、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム(ERSS)へ必要なデータを伝送できる設備として、SPDS 伝送装置で構成するデータ伝送設備を設置する設計とする。 (新) 緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として、データ収集装置、SPDS 伝送装置及びSPDS 表示装置から構成する安全パラメータ表示システム(SPDS)を設置する設計とする。 また、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム(ERSS)へ必要なデータを伝送できる設備として、SPDS 伝送装置で構成するデータ伝送設備を設置する設計とする。	「女川原子力発電炉2号炉」欄 比較表のみ

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
48	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119-9 r.8.0)	1.19-68	「女川原子力発電炉2号炉」欄  記載について修正しました(下線部参照) 合わせて相違理由を追記しました。 (旧) データ伝送設備は、データ収集装置からデータを収集し、緊急時対策支援システム(ERSS)へ必要なデータを伝送可能な設計とし、常時使用できるよう、通信事業者が提供する特定顧客専用の統合原子力防災ネットワーク(有線系及び衛星系)に接続し、多様性を確保するとともに、専用の電力保安通信用回線(有線系及び無線系)及び通信事業者が提供する専用の衛星無線通信用回線(衛星系)にも接続し多様性を確保する設計とする。概要を第6図に示す。 (新) データ伝送設備は、データ収集装置からデータを収集し、緊急時対策支援システム(ERSS)へ必要なデータを伝送可能な設計とし、常時使用できるよう、通信事業者が提供する特定顧客専用の統合原子力防災ネットワーク(有線系及び衛星系)に接続し多様性を確保するとともに、専用の電力保安通信用回線(有線系及び無線系)及び通信事業者が提供する専用の衛星無線回線(衛星系)にも接続し多様性を確保する設計とする。概要を第6図に示す。	
49	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119-9 r.8.0)	1.19-68	「女川原子力発電炉2号炉」欄  記載について修正しました(下線部参照) 合わせて相違理由を追記しました。 (旧) なお、安全パラメータ表示システム(SPDS)及びデータ伝送設備のうち、 <u>設計基準対象施設</u> であるデータ収集装置、SPDS 伝送装置及びSPDS 表示装置は、重大事故等時においても使用し、重大事故等が発生した場合においても機能維持を図る設計とする。 (新) なお、安全パラメータ表示システム(SPDS)及びデータ伝送設備のうち、 <u>重大事故等対処設備</u> であるデータ収集装置、SPDS 伝送装置及びSPDS 表示装置は、重大事故等時においても使用し、重大事故等が発生した場合においても機能維持を図る設計とする。	
50	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119-9 r.8.0)	1.19-68	「女川原子力発電炉2号炉」欄  記載について修正しました(下線部参照) 合わせて相違理由を追記しました。 (旧) 安全パラメータ表示システム(SPDS)及びデータ伝送設備については、 <u>定期的な機能・性能の確認及び外観の確認</u> により適切な保守管理を行い、常時使用できることを確認する。 (新) 安全パラメータ表示システム(SPDS)及びデータ伝送設備については、 <u>定期的な外観点検及び通信連絡の確認</u> により適切な保守管理を行い、常時使用できることを確認する。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
51	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119-9 r.8.0)	1.19-69	第6図 データ伝送設備（発電所内）及びデータ伝送設備（発電所外）の概要  判読性向上のため、全体的に図を見直しました。	
52	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119 r.8.0)	1.19-41	同上	
53	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119-9 r.8.0)	1.19-71	相違理由を追記しました。  【大飯】【女川】記載方針の相違 ・泊は35条側の記載に合わせた。	比較表のみ
54	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119-9 r.8.0)	1.19-71	女川原子力発電炉2号炉」欄  以下の誤植を修正しました（下線部参照） 合わせて相違理由を追記しました。 また、「第2表 多様性を確保した通信回線」を転載し直しました。  (旧) 通信連絡設備（発電所外）及びデータ伝送設備については、有線系回線、無線系回線又は衛星系回線による通信方式の多様性を確保した通信回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。 多様性を確保した通信回線を第2表に記載するとともに、概要を第7図に示す。 (新) 通信連絡設備（発電所外）及びデータ伝送設備については、有線系回線、無線系回線又は衛星系回線による通信方式の多様性を確保した通信回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。 主要設備ごとに接続する通信回線種別を第2表に記載するとともに、概要を第7図に示す。	「女川原子力発電炉2号炉」欄 比較表のみ
55	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119-9 r.8.0)	1.19-71	「大飯発電所3／4号炉」欄  以下の誤植を修正しました（下線部参照） (旧) 表1 <u>多様性を確保した専用通信回線</u> (新) 表1 <u>接続する通信回線種別一覧</u>	「大飯発電所3／4号炉」欄 比較表のみ

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
56	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119-9 r.8.0)	1.19-73	「大飯発電所3/4号炉」欄 以下の誤植を修正しました。(下線部参照) (旧) 7_通信連絡設備の電源及び代替電源設備 通信連絡設備の電源については、非常用所内電源又は無停電電源から給電可能としている。又、重大事故等対処設備の通信連絡設備(衛星電話(固定)等)は、代替電源設備(電池等を含む。)から給電可能としている。 (新) 7_通信連絡設備の電源及び代替電源設備 通信連絡設備の電源については、非常用所内電源又は無停電電源から給電可能としている。又、重大事故等対処設備の通信連絡設備(衛星電話等)は、代替電源から給電可能としている。	「大飯発電所3/4号炉」欄 比較表のみ
57	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119-9 r.8.0)	1.19-77	第3表 通信連絡設備(発電所内)の電源設備  無線連絡設備(携帯型)、携行型通話装置及び衛星電話設備(携帯型)の非常用電源設備又は無停電電源等欄の充電式電池等については、設計基準対象施設及び重大事故等対処設備として使用する設備であるため、緑枠で囲みました。	
58	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119 r.8.0)	1.19-47	同上	
59	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119-9 r.8.0)	1.19-79	第4表 通信連絡設備(発電所外)の電源設備  衛星電話設備(携帯型)の非常用電源設備又は無停電電源等欄の充電式電池については、設計基準対象施設及び重大事故等対処設備として使用する設備であるため、緑枠で囲みました。	
60	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119 r.8.0)	1.19-48	同上	
61	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119-9 r.8.0)	1.19-79	「大飯発電所3/4号炉」欄  「表3 通信連絡設備の電源及び代替電源設備一覧(2/2)」を追加しました。	「大飯発電所3/4号炉」欄 比較表のみ
62	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119-9 r.8.0)	1.19-82	添付資料1.19.8 緊急時対策所の通信連絡設備に係る耐震措置について  文末の「。」が脱字していたので追記しました。 (旧)概要を第11図及び第12図に示す(データ表示端末については、「1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等」にて整理する。) (新)概要を第11図及び第12図に示す(データ表示端末については、「1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等」にて整理する。)	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
63	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119 r.8.0)	1.19-50	同上	
64	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119-9 r.8.0)	1.19-82	「女川原子力発電炉2号炉」欄 以下の誤植を修正しました(下線部参照) 合わせて相違理由を追記しました。 (旧)緊急時対策所に設置する通信連絡設備は、転倒防止措置等を施す設計とする。 (新)緊急時対策所に設置又は保管する通信連絡設備は、転倒防止措置等を施す設計とする。	「女川原子力発電炉2号炉」欄 比較表のみ
65	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119-9 r.8.0)	1.19-82	「女川原子力発電炉2号炉」欄 文末の「。」が脱字していたので追記しました。 (旧)概要を第10図及び第11図に示す(SPDS表示装置については、「1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等」にて整理する。) (新)概要を第10図及び第11図に示す(SPDS表示装置については、「1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等」にて整理する。)	
66	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119-9 r.8.0)	1.19-82	「大飯発電所3/4号炉」欄 「添付資料 1.19.8」及び「8. 緊急時対策所の通信連絡設備及びSPDSデータ表示に係る耐震性」を追記しました。	「大飯発電所3/4号炉」欄 比較表のみ
67	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119-9 r.8.0)	1.19-84	第12図 データ伝送設備(発電所内)及びデータ伝送設備(発電所外)に係る耐震性の概要 判読性向上のため、全体的に図を見直しました。	
68	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119 r.8.0)	1.19-52	同上	
69	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119-9 r.8.0)	1.19-86	「大飯発電所3/4号炉」欄 以下の誤植を修正しました(下線部参照) (旧)発電所内での「退避の指示」や「操作、作業の連絡」、発電所外への「通報、連絡等」に必要な通信連絡設備の種類、台数等について、通信連絡が必要な場所毎に整理した指揮系統を図12~15に示す。 (新)発電所内での「退避の指示」や「操作、作業の連絡」、発電所外への「通報、連絡等」に必要な通信連絡設備の種類、個数等について、通信連絡が必要な場所毎に整理した指揮系統を図12~15に示す。	「大飯発電所3/4号炉」欄 比較表のみ

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
70	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119-9 r.8.0)	1.19-88	第14図 「操作、作業の連絡」における通信連絡の指揮系統図 (1/2)  以下の記載を修正しました (下線部参照) ・現場 (屋外) の欄に「※2」を追記 ・欄外に「※2:モニタリングに係る作業を含む」を追記 ・現場 (屋外) にモニタリングに係る作業を含めたことから、放射能観測車の欄に記載の「保安電話 (携帯)」を削除	
71	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119 r.8.0)	1.19-54	同上	
72	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119-9 r.8.0)	1.19-88	第15図 「操作、作業の連絡」における通信連絡の指揮系統図 (2/2)  以下の記載を修正しました (下線部参照) ・現場 (屋外) の欄に「※2」を追記 ・放射能観測車の欄から、「可搬モニタリング (屋外)」を削除 ・欄外に「※2:モニタリングに係る作業を含む」を追記 ・下段表の上部に記載の表題「重大事故当時における通信設備必要台数」を削除 ・下段表の無線連絡設備 (携帯型) の台数を「9台」から「13台」に見直し	
73	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119 r.8.0)	1.19-55	同上	
74	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119-9 r.8.0)	1.19-92	「大飯発電所3/4号炉」欄  以下の誤植を修正しました (下線部参照) (旧) これらの装置については、 <u>操作マニュアルを作成しており、訓練において有効性を確認している。</u> <u>最大通話可能距離は約10kmであり、通話装置用ケーブルを利用して、構内各所で使用可能である。また、通話装置用ケーブルについては、水による影響を受けにくい材質であり、溢水時においても使用できる。</u> (新) これらの装置については、 <u>手順を作成しており、訓練において有効性を確認している。</u> <u>また、最大通話可能距離は、通話装置用ケーブルを含め、10kmまで可能な仕様である。</u> <u>携行型通話装置用ケーブルについては、水による影響を受けにくい材質であり、溢水時においても使用できる。</u>	「大飯発電所3/4号炉」欄 比較表のみ
75	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119-9 r.8.0)	1.19-93	第18図 携行型通話装置を用いた通信連絡の概要  携行型通話装置の操作場所のうち「原子炉建屋」を「周辺補機棟」に修正しました。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
76	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119 r.8.0)	1.19-57	同上	
77	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119-9 r.8.0)	1.19-93	第7表 携行型通話装置を使用する通話場所の例 携行型通話装置の操作場所のうち「原子炉建屋」を「周辺補機棟」に修正しました。	
78	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119 r.8.0)	1.19-58	同上	
79	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119-9 r.8.0)	1.19-94	第8表 各事故シーケンスグループ等で使用する通信連絡設備の台数 (携行型通話装置) 携行型通話装置の操作場所のうち「原子炉建屋」を「周辺補機棟」に修正しました。	
80	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119 r.8.0)	1.19-59	同上	
81	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119-9 r.8.0)	1.19-104	女川原子力発電炉2号炉」欄 以下の誤植を修正しました (下線部参照)  (旧) 1.17.2.1 放射性物質の濃度及び放射量の測定手順等 (新) 1.17.2.1 放射性物質の濃度及び放射線量の測定の手順等	「女川原子力発電炉2号炉」欄 比較表のみ
82	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119-9 r.8.0)	1.19-104	「大飯発電所3/4号炉」欄 以下の誤植を修正しました (下線部参照)  (旧) 手順のリンク先について 通信連絡に関する手順等について、手順のリンク先を以下に取りまとめる。 1. 1.19.2.1(i)(f) <u>データ伝送設備 (発電所内)</u> (新) 1.2. 手順のリンク先について 通信連絡に関する手順等について、手順のリンク先を以下に取りまとめる。 1. 1.19.2.1(i)(f) <u>S P D S表示装置</u>	「大飯発電所3/4号炉」欄 比較表のみ



No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
83	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119-9 r.8.0)	1.19-105	添付資料1.19.13 手順のリンク先について リンク先の名称を「1.14 電源の確保に関する手順等」に記載する名称と整合しました(下線部参照) 合わせて相違理由を追記しました。 (旧) ■ 「1.14 電源の確保に関する手順等」のうち、1.14.2.1(1)「 <u>代替非常用発電機による代替電源(交流)からの給電</u> 」 (新) ■ 「1.14 電源の確保に関する手順等」のうち、1.14.2.1(1)「 <u>代替交流電源設備による給電</u> 」	
84	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119 r.8.0)	1.19-66	同上	
85	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119-9 r.8.0)	1.19-105	女川原子力発電炉2号炉」欄 「以上」の誤植を削除しました。	「女川原子力発電炉2号炉」欄 比較表のみ